二十四
一

人ニ扱

政談

三

服部文庫
イ17
1853
3

人
の
扱

イ17
1853
3

[illegible]

一 國乃志まり財の賑ハしの仕様ハ第一第二之巻に記
之当又是ハ云ハ捌くハ役人之是に有之役儀の立様
に仕様を是治の根本之当時役儀之立様等に聊
不宜ものも有之ものを左に記之

一 古より官位爵祿といふるを官といふハ今の[illegible]
位といふハ今の座席之爵といふハ官位の外に[illegible]
規模[illegible]を掛重く是ハ人に物なる事明らゆへ今の
官位之今の官位も古公家の代にて役儀を官と
いひ座席ハ位といへも今ハ皆名斗に成て当時ハ武
家の役と席との外に別に官位をすゑるを云ふ

今の官位ハ古の爵に何るこ祿ハ古も今も賜りなし
志明に當時ハ一役一席に定めて役と席とあれぬ
物なる故役と進めハ席紙も進ミ役とあれハ席も
さかる時ハ不便利なるまゝ古も官と位とにお當る
まゝ或ハ官にて位卑きもあり或ハ皮卑く位
も有て何なりに一様なるぬに子細有るまゝ當時
よく役と席と紙とあるまゝ或ハ席も無時ハ役と賜れハ
席も必ずれにつきて賜る熟る役紙ハ其人の得手
不得手何るまゝ不得手なる役に中付る時ハ役儀の
勤に宜しさるにより下に紙賜へんとすれハ席と

何なるかさなるかせるハ役ハ賜ふまゝ或ハ何かりの役に
中付れハ立身に成さりの役に中付れハ其人迷
惑なる之より麼員の又ハこうし兎の為なるハ何け
てもさけてもよけまゝ其只其人の得手なるまゝ
賜るまでのまゝ別に麼員にてもあらし兎にもなきこ
に席を何けさけするまゝ詮もなるまゝ又實の
志かれハ同席ニ役といふも椿亜時ハ此さし支なき
なまされ其當時ハ席に名なく只此役の席といふ
事なる故役と席と紙別にすべき様なし其上
席に名を附並さるに混乱して紛らはしかるべし

且又役人を年久敷役習どさせるハ速懐するもの
こと役に思量お應にくよく役儀のるを捌く人を
外の役に習ゐるまハ惜敷すれ見ニよりて一役に久しく
任重く役習を申付ぬ時加増の皮信をこの仕形に
見上下より下へ揚りて下る者にいさゐある者さ
ゆへ人を使ふ事にあるまゝ欠くはけこ町年行塗年
行極とす家人役儀とよく勤めて外の役にハ習情
きれ其加増も設こハやしまれ是非なく大目附様に
役習ゐさせて外の人を設役に申付る時或人申
付ても初大目附に役習させて家人のこと記人なるべし

時又其人を元役に返すこと設へあゆむるなれ
申付かゝきこと是を喩こ外の役儀にかやうなるも有
愚しはさしつゝ皆一役一席に立て家より起り
するまゝ幸右に勲階といふるを勲一等より
勲十二等まで十二階を勲一等代三位に阿部家
様なれ其令義解こ又段を考るに勲一等に
古三位の後に列するといふるこ三位に当るにハあ
らず十二階其に唐人の装束や様ハ皮信とハ別
の物に事古代に生人の勲功によりて田地を揚る
に此十二段の次第有るまと見えたり唐人のこのまで

官人の位の上にあるまはくはなれ物へ今に至るまで堂上
に是は用ひ来ず幸に堂上に用ひ来らぬるまでも
今是を武家に取用ひ是にて武家の格式
にて当時のことく役儀を除くに組上げて一役一
席にすゑ或やみんなに座席とは勲階に於て
以てこれ同階級に何ら家役といふも極き
たらは人代役儀に申付け人に器量に弟に使ふ
に便りよかるべし又諸役にかゝすけせらさ今人
の心持とするにも便りよかるべしかゝすけせらさ
くるんのるは下に記し極十二階に大概宰相勲

一等中将勲二等が将勲三等侍従勲四等四等
勲五等諸大夫勲六等布衣の侍従人勲七等と
大抵あらく至き勲八等より十二等までは無官乃
階級なるべし元より官位と勲階とは別にのる
なれば勲一等に比例なて宰相にふ何人も宰
相同様なるべし勲二等に成て中将に何人も中
将同様なるべし此あれば又大老職侍
手家様は重き職なれば官位の方は中将に得て
勲一等二等に相当官位の方は侍従にて勲三等
にも成り様にする時は大名に支配とするに当

高位の人を下知するの威勢斗に非す是又
一ツの法也又楽人公家侍家との四位五位又ハ関
東にて不知仰付法眼法橋ハ前に与無官同意に而
ひしらひなるゆゑ公武各別とたくゝ此仕来きなり
又只法威勢斗にて無理に押付ゝ保証なり無階と
云ふ量時ハ此方にてゝ一物有る無理とかゝにも
又法威勢斗とかゝ前に日所し恐法有し又官
家様の侍従も無階と無ハ等にして量時ハかゝ
ゝに大名と別如不如て宜敷也且又一二下の
諸大名皆ゝ法家来なれ其官位ハ上方より

編旨位記を以下なるゆゑ下心にハ
禁裏御諸君と存る輩も有一ツ尚分唯法威
勢に恐ゝて法家来ゝ如く家といふ意の事様と以後
し深心根うせ出んハ世の末に成らん時安心な
里から紀勅ゆゑ関東にてハ紫衣理も烏帽子並
盃まてにして是二十二階ゝ階級を様量官位ゝ
付ての紫衣を法上落の時斗用ゆるゆゑに完量き寧
相中時ゆゑ侍従ゆゑ諸大夫等の友位ハ只上のけ
しやうしに心得させ実ゝ無階の方御事く正行
ゝ人ハ仕ゝせとかゝる左切如柄にて年々しき

如斯仕くせ候付ちんにハ公武各家の詮慥に立
へし趣る御政務の節にハ何事も堂上方御磨
に成て　上の御心一くいにハ御取行ひ被遊ときこ
節にも一様なれ共及此悪案也且又朝鮮人来
聘之時三家の御方様三使のお伴に被遊ずハ一
使何事も三位なる故三家の御方と位階お当
しらるとて被定ならず候ゆへ是ハ五山之長
老せかつ学者又ハ道春なとかつ学なるへし
甚事体に暗く文盲なるを子細ハ朝鮮人来
聘のゆゑ全く堂上方へハ構ひ無ずして武家

斗の取扱ひされて　公儀と朝鮮王と同格と儀式
を定め来て相成方よりハ上使に出き朝鮮より平
使老様し越す所日本へ手様さけし家筋にし
立て家下見日本朝鮮往来の大格也　公儀と
朝鮮王同格と見る時ハ三家の御方ハ宗室親
王の格に当ず宗室親王ハ一位より上に当る事
御方様三使のお伴に出すゆゑ此方を甚さけし家
礼詰之筋朝鮮より　禁裏へ使老様まいしせハ
三位と三位と同格とあらざる此方の三位の人様三使
とお伴に出すゆゑ尤お庭なるへきれ共是又日本の

古法にハ朝鮮王代　禁裡と同格にハしてお
禁裏も皇帝なり朝鮮王ハ王位之されて朝鮮
日本へ法と称す家礼法にす家ハいつも家臣なひ
しゝ之にて朝鮮の使者ハ陪臣の格にまゝハ是又
あまねるゝ当時上方の官位と思ひ当て之
位と三位對する時ハ朝鮮王と　禁裏と同格に見る故
公儀ハ一格か津るゝ家國祢と云失ひ甚に宜
るゝ　御先々清代に荒井氏後当はる御情理
三家の清相伴と思ひ候ハ三位といふ若目なる
かへ朝鮮の方にてハ先規遣てりてさく合点をす

是皆制度石宜なかやうなるにて至りて行支あるなり
武家にて熱潜地とかにて熱三等の人地三使
の相伴にとは明朝清朝にても熱一等にて一位
と同格にす家ハ朝鮮人も尤のるゝと思ひ時体も調
ひくよかるへよ物地荒井様も又育なるに是にて
変なり簡なるゝ花角何るを公武各別といふ
筋体堅固に立度るゝ

一　かゝすけせらさくらんのるゝ古三代聖人の法代より
異国三代にも又日本の古も皆是代立るゝ役儀の
立捌人と法一定に定られてかゝれとて有るゝ

然るに當時の役割に付差別なく同役二人にても三
人四人にても同格なるあれば其に於ては其の事のことは
不を助くるにはよく又病氣指合の節習の欠姐為に
よれば其同役手に同格なる故手の家にて一
人にて其に入る家勤自然と見れば或は同役に
まかせ或は思ひしにて同役の局廉にして明る是
にすりて月番といふ事にして一人にて一月切に其
役儀を取捌く是又人々仕のきに於て當分の事也
其に於拂ふ斗の様になり末の事も亦掛始終と
志めて其て役儀に勤る人なし同役幾人にても

一人宛一月切に請ける故一役の事に於て月番に請
ひて拜ふ所に於て役儀の勤粗末になる事是自然の
道理之是ニ就かゝすけせしさ自人といふ事れば
ゆへかゝのことし故役にも既役添役下役四役と四段
に立て或は惣き役は添役を除て三段にも立或は
拜ふ所に惣き役は添役下役を除て二段にも立並
既役は是非其に一人にすれば其役の事志まりて
我々に於て其に踏込て勤すしてハ不叶ると
添役は一人或は兩人既役に僅一階列と下にて
のミハ者ゝ如者我中付並時は其請の者手にも於

又目附にも又病氣の時若合の時分も事欠き下
役ハ又法役に一階も下なる人ハ二人ハ三人四人
なりて役儀にもて五人六人も中付並時ハ二三役ハの
事ハ如何と分けて同事ハ丁寧之當役ハ極き役にて
一役の事ハ帳に書留さすへしされ其役ハ無ぐ
事ニ成りて重きる事ハ同事又無しめとなるなり
下役ハ細なるゝ事ハ不とりけて同事敢各分にけて
勤分に入る是右の法之地方にハ吟味役といふ者
有て丞の様なる様なれ其助なし 既大陽之町年
行ハ助も丞もなく内与力といふ者ハ家来に様へて

取捌なるゝ事ハ宜之寺社年行ハ全く家来斗を使に
也役替れ其皆新規に成て物に不事にて清奏者ハ
家来ハ殿中へ呼て押合様いふ様なるゝ事ハ
新に宜之清年寄にハ若年寄助之様なる者にて
祐筆の組頭さ合ん にも聞るへ其丞之様なる
者にてゝ事ハ若年寄にも又清旗本之支
配とする所勤別也清年寄若年寄寺社奉行
様ハ大名にて家来ハ仕て用も足る様なれ其
公儀の清用にも家来と馴さするゝ事ハ詮にしあらし
清旗本とかやうのゝ事ハ不可仕ゆへ清旗本の者

共に才智の法にへき様にし雖に大名ハ物ニ下し
情にうしとく学文様も平人のことくハ得せぬそのなり
されば是等の法役ハ皆禄のお庶ありて此御はる
なましハ平人に御はられたし何まで此法旗本の学
文ある才智ある者此一定下役にして使ふて夫よりか、
役を此御附にも事にも無まし又才智のかとも知ましてく
よかるへし荒角何まこの役にも郡役添役下役留役と
いふ物にしてへ兼ハ諸事の為よかるへしと　御先に前
御代に奥に物書詞屋を右京大夫伴賀下に御小姓
御小納戸に関ら勤る者あるべき法者下に場主様に新留

役と知て勤めたり此物書詞屋は勤ら添役等何れも
に馴て今にお事役に此百仕筆有に稽を御旗本と
此百仕勤に荒角一の百事也唯今ハ何役も大形穴
初に出ハ御目附也大抵夫より役援に勤もきえ
まりたる様無ましハ只例格式と覚へ利口に走里迎家
斗此仕習にして才智にすへき様にし此上御用
附ハ元来非法此処なるに尚役に只殿中此走里迎
御能法に無る斗とすれ大形ハ御目附ら能に役まるが
事ハ非法此処なるくしたり何まで役も尚付ハ
役人向ひとりの一種あるて物と処なる事此事一とは

是甚不宜事なれ想ニ一切ニ役儀ニ各二三役ニの勤ニ
外ニ役ニハ面ニ不習ニ事ニ一切ニ役ニ所勤ニ巫さく
見ん五ニ人ニ各別ニ使ひ二三才智ニ勤ニ是ニ臨ニ
不役儀ニ所付ハ諸人ニ事ニ欠まじ事ニ
一 何事ニ役ニも當惟ニ無ニ是ニ不足ニ事ニ大敵ハ先例先
格ニ其ニ不覺ヘ之ニ取扱ニ故覺ニ遠ニ所ニ當惟ニ類
分ニ仕事時ハ手習ニ不知智ニ事ニ當時ハ二三役ニ久
敷人内伝ニ書當ニ無人ニ有ニ面ニの手ニ於ニ
志ニ深ニ事ニ多ニハ甚極ニ同役ニも見ニ手前ニ
抑平ニ立ん事ニ利同役出来ニハ我ニ手ニ付ニ也

おゐて教ヘ之いつまでも二人ニ我手ニ所ニ付ニ事ニ當時
事ニ是ニ以て諸役共ニ皆同役一味ニ上ヘハ為ニ
限ニ不申ニ又利役ニ嘗ニ童の者ニ所ニ有ニ也
金ニ諸事ニ仕事ニ有ニ是當惟ニ無ニ弊ニ當惟ニ
ハ利役ニ之ニも二三性面ニ役儀ニ取扱ニ如ニ
同役ニ所付ニ明ニ有ニ役儀ニ勤ニ事ニ上當
惟ニ無ニ時ハ先格先例ニ無ニ事ニ有ニ事ニ不管ニ
ニハ是ニ無ニ事ニ有ニ仕事ニ當ニ此ニ
格ニ無ニ役人ニ所ニ付ニ役儀の事ニ不ニ
當惟ニ無ニ也

一 清年寄ハ大名の支配若年寄ハ清旗本之支配なれハ
大名清旗本の役祿の進退官位余勤交替之事縁
組養子家督等の事ハ各月番にて立ち御事之所ニ
清政務の前とも月番へ請ひ一ツにして一月切に捌ク事
ゆへ清用繁多にして勤方粗末也と見えたり周礼にも
六官職ヨリ後世にも六部職分之家事古来之良制
なり清光中ハ若光中にも役勤職ヨリ同しせし記事
之事ハ 禁裏堂上方清門跡等之勤ハ高家を下
司とすへし禮儀作法殿中清儀式之勤て奏者進物
番職屋官とすへし寺社之勤ハ今之寺社奉行屋
官大家へし町方の勤ハ町奉行屋官とすへし清入毛の勤ハ
地方奉行お遠ゆし但三奉行何れも公事訴訟ハ同
家ハ清用繁多にて粗末之事ハ多し町奉行ハ清
城下と三里も四里も仕切て別ニ不分ち同しせて町方の
治めを第一とし訴訟之儀請ます下地方も治めを第一
として訴訟之を同しく志むへし寺社も云直し公事裁
判并刑罰之事ハ別に公事奉行とし物を立て籍
屋なくハ此下に屋し寺社町方百姓共に公事并ニ刑
罰之事ハ是にて同しく志むへし当時にしたへ武家之
科人も刑罰僉議に及ぶ時ハ町奉行へ渡す事是武

家町人ニ差別ヲ与ヘ其甚不足事ニ此外作事普請
ニ筋又一筋五ニ一ツ尚時ハ作事奉行ニ普請奉行ニ命ヲ
事詮ヲ取ル事ニ武備ニ事紀武器又馬ニ事古兵
部ニ司也是又一筋なるへし又外ニ諸細工ニ數是又
一筋なるへし古ハ工部の役人五ニ是ニ司ニ一切ニ
細工ニ筋ニ役人切者ニ異物丈夫也尚時ハ職人ニ所
奉行の下ニつけ是ニ司口役人ニ而きニ如何事も職人ニ而セニ
只其他の事ニ役人ハ也人ニ事ニ又尚時ハ上の
清ニ而ニ有ル奥向ニ所ニ是ニ司ニ人ニ匠ニ
而して奸曲も是より生ずるなと見えたり学文家諸藝

ニ筋是亦一筋なるへし皆何事も清華家若事家ニ同
と合ちて熱文所として下ニ出れ〳〵の役人ニ一ツ礼儀
作法の一ツ也きも五禮ニ筋ハ同出度筋ニ無ニ成れ
ヒ人きして是人なし　清先ニ前清代清他界ニ云也。
嚴有院様清他界ニ時分ニ事ハ誰覚へしニ家者ハ
清儀式と存しる家人ハ所ニ清尚里雖後したると
松平美濃守の語りしケ様ニ筋も禮儀の筋と同ク
役人ニ付ハ一役ニしてあらハかゝ家事ハ有間し
台徳院様清遠忌ニ時も寺社奉行より増上寺ニ
細書附ニ差出ニ下知ニ年久浦東叡山計ニ清

法事社執行増上寺にて其所法なれば誰知る人
なし出家ハ知りゆく老家まゝハ何事も知らず只荒
然とし深に増上寺にあ人老といふ物五見ハ妻帯
なるかいひ傳へ書傳へもおとゝ有て夫婦おかして種々の
偽紙を交て書出し博物らしとて彼寺に内証を知
ずして家人笑て家に熱鬧右にいひし家にて当時に清
役人ハ職掌繁多し寺社奉行も公事をきく訴
訟をきく清法事に係或とも同里志かも同役幾
人をそも月番紙をそ一人へ請ひ出ゆへ平生心に
行渡る隙なし其上京に役に当時委細なる事

なし故に寺社奉行に不限諸役人共に此方ゟ委細に
下知するゝハ何事も知らず下へ向て委細に出を
とりしかる当時役人のくせに故右に宮ち社奉行も
増上寺に書出せと云ふ家時右に始末之是等ハ
まゝ小事也

日光清社奉行清上落も何しハ是又誰覚へる人をま
し武傳の筋に至りてハ平生なるに秘役として
司る人なしハ人々家にて武家にとりし其所当り
存居し深くなる皆何事も清政務の筋を分て司る
人ハおゆへ其一むきくと平生其に当ハ不以称る

郡々の公事絶てなし是等ニ至迄支配する人
明らかに我支配ニ出し如此よふニ云支配被遊候てある
出つき下々下より申出す事申ニて清尚家ニ清定
有度事ニ清尚家の清定なきに遠国の事ニ至江戸
の奉行ニ是を捌人とすれは皆人ことなし是によりて
猶さき是故様使にさニは彼是沙汰と云証拠有之候
捌き難き事か小田原ニ又ハ信玄又ハ信長公又ハ太閤
様の時より書物を証拠とす是ハ先方の時分ゆへ
其説ニ様相立て家の時代を証拠ニ引事協かたき事と
或ハ室町家或ハ鎌倉或ハ往古ニ　備前守殿証拠ニ

引し年数色々ニ論ニて協かたき事是皆奉行のせする
所々花角何事ニも先例を引つけるゆへにて引
ます経之例を引之日之ニ乱　清尚家ニ清定なき故
清尚家の清定なきより小ハ其地を治る人只年貢を
取る事計ハ家役と覚へ治めとい事ハ曽て知
す保然として蓄し家故ニ其悪弊皆下より申出
る事捌ハ難き事より出て其下より申出ける事ハ皆あいと
云ることハ上ハ下を知る事の計覚居故是によりて世
上ニ様々の公事もつりしハ絶ぬこ就中寺社ハ大寺大
社等とハ遠国までも時々しとてつきたる人ニ（○寺社ハ遠国ニても）大寺大社ハ

國なるに安配ありて物なるべし雲高下煙重とうけ申候
節用ならば無言なれば下に留有なるべし何もかも留れなき
故居間なるに捌に家圖にあらしめたるに春日八幡かとの
御修復の所出しこれ時結構に御すぐ御跡なく焼
田庫御様の願出し候時見も御持人よりて願にさしと
續て御出し家又云諸にて住吉出雲大社なと
出しこれ時無言日本國中の大社ハ何とも階級と立て
御宮ふ筆事ハ何まし御上何まし御下何まし御注と
いふ定規なくて今日も附けかたかるべし無言制法に
定めハ明くて下より申出し候事斗御捌くと立るなれ

何事もくも皆圖に何にて無なり彩寺新社のなるも御
株下斗の制様にて根も御城下にても侍屋敷所屋敷の内に
有社ハ誰知る人なし東元の明神とかしに稲荷ハ何なる
詰なるとかしに今ハ別に社と成まし田舎ハ地頭も存
居代官もとりて○ハ只あけるなしの根に小き社小き堂と
彩規に立てくも処にしる人なし誰にても信向する人をくく
修復建立されて忽に大社大堂となれば誰知る人なし
神主氏子御勤をして金をあつ免上京して吉田へ
願へハ正一位にハしやまくなる住持勧請開山とすれば
いつの君にか宗派言きに寺にも成るを年頃も知らず五十年

たてハ何方に記録もなし一覧を得人を死うす事いつの
事にか大社大寺となるまゝ甚多し是皆寺社の定額
といふ物なきなり古ハ寺社の定額あましハ上を神名帳と
いふ物もあるゝ社の内に東社とて寺の内に堂ハ立るなり
人ハ身かゝ云数を知らす何まりに数多きを佛神ゝ
威光も霊験もとの津ゝ衰行儀ハ為ぬ事也業平天
神といふハなりしといふすまふ其の墓に何者ゝ人小き
かうとてしかゝ今ハ五十五年ゝ成り小六ハ神と云ハ
小六といふ一寺也根津権現といふハ青陽院様ハ
東中ゝ根津河某といふかゝき者の刑に逢ふ事か

たゝ家とて小きゝ事ゝと立て事ゝ後ハ安中の立板ゝ事ゝ
多結構になる此類云数を立ふす某赤木の同人の代
を借ゝ住ふ事ハ原藩の内に稲荷の有ゝ事ゝ有
ゝ人の立て事ゝ有ゝ夫とハ志らす祖家ゝ云代ハ同人
返ゝ時右ゝ社を某に何方へも記けといふ事にいふて始て
前にかゝり事人の立て事ゝ知りて出ゝ事也ゝ某ゝ栖
当ゝ家を責すへといふ事にて別人つきて居住ゝは
件の社を云候有へし云内に同人の故事を死ゝ也ハ此
社をいつより五十年知る人ゝ後ハ家ゝ人も計りし
此事世上に多かるへし寺社奉行公事訴訟之中出る

すかり御捌く御役ゟして寺社の治めとりしるすハ甚ゝ危
何事も下ゝん仰事出向なる事の有も知らぬ哉し又今
年康済の為より始て大明神ゝ奈ぼ足らずと云事を
取り出て村つきに陰悪御流し下役上役の内ゟあつき
上役の中年より寺社御納めらとりし万社も
なりて天狗なとの口きき抱し田舎に武士住居と相叶ひ先
なる人なきこ是等ハ一端御挙て噂とする荒角持
人皆云ひ伺ひとりし事なおゆへ何ほどもかくれとし
一　執政の臣ハ言語容貌ハ其情を下ゝへ向て高ぶるといふとす
無れなる事のなき御事了とすへし　聖賢の深き識し

言ふとも厚く了て沢信ずる者ハ才智さへあらハ言語容
貌ハ如何やうにも昔伯夷叔斉とも左にあらず執
政の臣ハ殊に役儀をも努りて古の大臣の職ゝ赫ゝ師尹
民具尓瞻と云る詩経の文故大学にも引るる聖賢
聖賢の道にハ甚重きるに一ゝ執政の臣ハ重き職
分のまきはせ人の詞形作とハ下よりハ万人常に心
と付て見る事なる故一言一事御も世上取さ諍判
し其国中を傳ゝて天下に隠れなし　されハ言語
役をも重んし上の徳為を大切に思ひ入らるへんハ言語容
貌に心を付け情熟して不叶事と元禄の頃さへ

何事も此嗜みて言語容貌も見るゆゑに正法の
はなれば風をとろへて今ハ重々し御身持の人なりと
承る三事の都里不学成人の弓箭ハまたり遠ゆる
事ハ嫌ひ近所に清用を弁せんとし拝ニ才智有人を
三才智ハ働かんとす最より容貌言語ニ悟ニ何ゆゑ
されば執政の職ハ己か才智ハ働かさす下ハ才智ハ
充用ひて下をそそ清用にしかれば多く出る様に
すなる職分の第一ハ己か才智ハ働かすゆゑハ有司
の職にて執政なとの職分にあらす何程才智ハ
多くかをらしとも下の才智ハ用ひさる時ハ己か才智ハ

にて事足るゆゑに非常志かる御手前の才智ハ働かす
執政の臣の上にて却る職分の勤に遠ひて畢竟に忠
に成事ハ志らぬハ不学の過也言語容貌ハ嗜まるハ
家身ハ重々しく持なして御法くらに様に不学の人ハ
思へども是亦さにて非す職分重々れて身持重々愛
事第一番ハ御の立なく左様の人とハ重々敬ふてう
是又自然の理也人の重々うやまふ人と上に
立へて下知する時ハ下よく是に従ふ事是又自然
の道理に是にまりて役儀重々れて言語容貌を
多しかむる事古よりかくなる事にて全く外を法く

諸〻一篇ふ云あらす言語容貌謙卑ふして上へ向ひて
無礼とする人ハ下の才智ありて如何なる上ふ奉れ
の人ふハ下のよろ股肱できる家なかるへからす 政務の端
となり上の思召の通りも下へ行わたらぬなるへし
東照宮の御時まさき御役人を仰付ふハ必下より
法を存して下にはよく云役ふ成へしと御法度人
とかられ 仰付まてらへ動る古き人の勤役ふ下
の者ひ升る家人を新役ふ仰付らるゝ時ハ下々の人
よく下知をうけぬる故ことりてたの事とそれのこ
ふあるを善とふ深き 諫言もよろしく言子

綱を勤して人のよし何しゝ上すゝハ足てより知るものゝ誰人
ふも何人ゝ上の思召ふ従ひて上ふあへや上の差図へ人
とするもの人情の常なる然るを人の本心ハ隠まされて
かくしとひ聖賢の君主ぞ上ふすゝハ人のよし何の足て
知るも事理の当然を知る智の人ふハ又言をも有て上君
御心ふ叶ふあらしすゝ家ハ種落ふも似まさ生あひする不足
やもひ故あるを知らふもられして何をする家老も是又
まとふもて深く玉極の古人ゝ離されて悪の足てかゝ常
妻の深く憂へ移へ言ゝ是等の類なるへしされハ聖人の
智ふくも上すゝハ足て知るなる故聖人の法ふハ大臣位

畢用るに八卿士に問ひ衆庶に及ひ下策に問ふと云り
重き役人御申付るに八諸役人に問ひ其上にて下民に
問ひ猶又宗廟の神異に問ふて定むるとりしるし
上へむきて八無百にあいする様にすれ其下へむきて八あ
ます家公なし其上に下家民の力る所ハ何としても諸
かくされ如りの如へ上へハ勢ひかくて下へハよく志るゝ事
聖賢の法に右れとくいへ家なり
東照宮の御事ハ御学問ハ極さるゝ御儒も有御用れ其
聖人の道に叶ひ如へるす其の多おハ誅に不思議なる
御事に事来るの御手柄しるべし但し小役人まゝハ

目附なとに八是地なるゝ人の悪むを知するゝ事也
又遠國の役人なとに八中悪諸そのと組合するゝも
人を使ふ上の一術なれ其重き御役人に八人の悪む
所を好ミ人の好む所を悪む人とハ大学にも御戒め
人の好所をこのミ人の悪む所を悪む御民の父母ことて
○是を○聲用るゝ聖人の興儀也

一諸役に各其司り有て人の器量も其役儀によりて
其ひ各別なへし御筆寄様ハ政務の本懸めなれハ
國政の全体に面達して依怙ひいき形く人のよき御
きこゝろをとなし犯人にあらすんハ其職に叶ひたし

執政ハ遠大なる智恵あるハ瑣細なる働き明くとも
移るべし若年寄ハ遠大なる智恵の方ハう
すく其才智の筋をもつらふすべし毒役ハ人を知り
人を見出すを職分の第一とすべし右ハいひたるに
とくに清年寄若年寄ハ其国里の筋を見けハ其
筋を不通る里の事の揺ひ又別なるべし清側役ハ古く
納言明朝を通政使の職なれハ口下より申出るを
主意を不違よく守庫て付添なく落ちるも明く
詳ハ申達するを勢ひ家へし上ニ清機嫌をも
又ひぬき偏頗の私ハ下の情を不さくを誠度とすべし

諸人是ハ恐て物ハ申上ニ成るなる家必威勢付くる人
情の差を威権如何ハ罪過ならべし其才智の
筋謹情ハして理筋をよく守分け私なき人を用ゆ
面し諸書記諸物ハ清舟手寄ハ武備の役ニ其人
柄を古の名将も幸廣程ハ識なとこうしたるの智り有
熱る振ニの人柄なるを和漢さるなきは一槩ハ沙法
をへかし次只組をよく手ハ入まこよく使ひ出るを知るべし
其ハ筋を尚時なおるを知れ操練の習をしハ非されハ
知まへかたし尚時を只組子の切儀を生ずして其職
ハ将帥組ハ衛士なるを忘るハ以て知るを左多

くの人に従なれたかと申しき心にて依怙ひいきなき様
宜とす但子を教の上仕入て御用にて人多く出る様
と心掛へおるまし御目付は殿中御史と職也非法を
正すと当職とす法或になきこれして石付ゆへ当時を
御年寄の若年寄に使ひ給ふ様に成るは若年寄の
下司にきゆへ寺社奉行は寺社の治めを第一とし
出家社家にて石法なきれに下知するゆへ当職成一
されて寺社の殿実に達をすんは有へ候地方は
算勘に職別に子細なし町奉行は町の御さ地方
一とし町方に悪人多く出て町中かさ御しまん無
械度々へし寺社奉行も地方奉行も町奉行も当時は
公事御捌くゆへ於りとする故治めの方は誰に法く
人所に治の悪敷時は公事も悪るもやはぬるなり
公事は別に公事奉行と立て法律に通年しし様
人と用ゆへしかくのことく御役の前皆各別にて宜量
の前も替り五事なるに当時は御年寄は若年寄を
社奉行に成は皆大取は御目附より立事するなり
ゆへ何きの役にこれ目附の風に又熟潜しりなり
なれゆへ立事の前大かに極まりて一役御十年も共
年も一代も勤る様に少するゆへ難成役にの吾量に

五ヶ国ハ助ヲセゆきたるゝ

一 代官と以下役を勤る重き役ニ其昔國郡の官代
在京よりかけて其国郡ハ若代と法かれし 其ヶ国より
相望さく代官とハ一家名あり 公家の官仕に受領とさ
せ家ゝ在京させて官仕ひ其国の不整なり 城ニ也
又ハ東家の口ニ遠ニ城前ニ三位純也ヲ薩摩也 係
ニ郡皆其國へハ行さりしなし 郡司城在京さすれハ
郡代と法かし 掾と在京さすれハ判官代と法かり
さくりんと在京さすれハ同代とほかれハ久安な
家ゆへ戦国の時ニ至ハ極しめて 勝ほけ役と云家

より今ハ地方の支配となり 少分なる者ハ中法ハ志ハ
其下司を手代と称して 陣外に賤者を法け其
年貢の所立より外に肝心なるすなきと思ふるす以
ニ外ニ至ハ其身の神を祈て下分なる役儀と云
るすに所望さく志かゝ少分所ゆへ其の法ゝ好曲ハして法
仕並にあし人を絶ぬ是ハ又官とするすも国ヲ介掾
さくりん郡司なとハ文官ヲ掌ニ其公家の代にハ文武ハ
兼ゝるすを掌ニ其謙君の時ゝより武家よりヲ護
ハ其ヶ国より武の方ハ守護の方に渡して来る
又官に成ル家ハ之所ハ二三千石以上の人とも付

役儀の名代替へ下役に代度てひの人を申付至武
備もとの律に備る様にし刑罰律を推きるに至
訴にて執行ハを当民乃の治めを第一とし農業を
勤ぬも民の立ちぬるの有様ハ是を教へ川除堤普請
の事とも申付盗賊博奕邪宗邪法に邪徒も押へ事
無し起る百姓の奢盛なるより農業を厭ひ商人
となれるに近来盛に成りて因舎殊かに衰微す
是により博奕盗賊やむるなし人殺し等有し
時も至て不に年行なき也江戸へ注進する口に日数近
てなてハせんきもあらぬるなる大船ハ因舎にて物

入候いと申也何もかも江戸へハ申出ぞ博奕盗賊に類も
以候之川除普請に類も当時ハ代官江戸居住に業
内や夫々手代当かしまする也江戸の町人を役人にて何事も
江戸流に仕付家格とかなりて物入廣大之大身にて武
備とも兼ねへこれを飢饉打續き盗賊無くなりし時
に至りて是を静むへ事拒かし当時江戸より盗賊手
行の役の与力同心とき出る及こしの河流は是の天
革体の時服後の川尻といふ不手付にて弼川越中守
藏五三不の代官弼川小九夫といふ物に以ける者
にて平生地鉄砲の数を持てへ至演手の間数を積

里を守り天草に一揆と沙汰するやいなや濃き所に一百ニ
一本法と代とうしや一本くに火縄ゆえ行ニ三百ニ一挺
宍鉄炮ゆくり終歩鉄炮ゆ為打ち一揆共籠城
の支度に川尻の手代ゆ人そ半途と合船ゆ打
出しられ毎火縄の黒煙ゆ鉄炮の音しけるゆへ
熊本の軍ゆるや川尻と固めたると以後半途より
引返しなると後に生れの者の語里なるといふ事ゆ所る
其時川尻の鉄と切れてハ天草の兵粮津山に加へ
城へやまく落ましたれも川水の仕取主人の為天下ゆ
為縁まて家勲功之されたる其時ゆも此様なるまゝハ

功にて寸川水後に城攻の時一書案を作りたる故手石
に成るこされた代官ハ武備と備へ居して石付事之
勘定の方なりと地方年行の下知を得役儀の支配ハ
御年寄ゆ若年寄の事ゆ配めして重き役に定め
し給ふ事なり

一使書といふ役無用の役之見ハ軍中の使書ゆ其源に
さし置る也へ治世に無用也軍中の使書ハ武道切者
なる人ゆ撰重て御使に出を縁員の境をも見き事
事之治世に八左様の人なりたれも兼る撰重すれ縁ゆ
禁裏の御使ハ高家之三家の御方へハ御書頭ゆ

埒請取廻見様に年行者已ハ臨時に撰まそ得ゝ事
朝光も臨時の役に火事等の時の所使ハ御側の紫緒
一道年行新地年行廻役様に無用の役に已ハ其
都ゆ御役下ハ仰附器量最よ人に何とも役家し
きるゆ御申付度と思ふ人五ヶ老中の様へ申すなり
廻役も年久長番所の家下より新しの立身被されて
其人迷懐し若き新役に同じ法番代するゆ代無
念にかりしと思ひて引のけて法番とさせぬ様にしら
物や人のまゝ想様にて老中の了管志くかゝるのまゝ
様ゆるハ其付代をよ御了管をりし少無ゆれ其早三元

無用のるまゝ今様に無用の役のみてもあ法先手様も其所も
世間よりも隠居役と並べて役儀の勤なるゆゑ
御役人に同ゆ今様の役尚多くなるゆ新地年行なとも
同じく詮なき役に代官ち社年行にて渉べきなるゆゑ
此まゝうち色々の役五名手代の金と成るゆゑ如なり
一法自附の役に当時欠くるゆゑ衣服出諸事に従ゝ被
仰出ゝ御制禁の筋のまゝ不揃見と破れ答ゆゑ人
なし已ニよりて公儀の御法度ハ三日法度にと世
上にいひるゝ事有まし御事の第一に尤てむきくまり
其仰渡るゆゑむきくし支配ゝの役なるゆ一統元

仰出るゝハ目附の役として檢門宮家ハ故ニ稱人情
なし咎めて無支配ハ洗と斷るへまゝ之されハ
當時ハ制度なきなり下ハ[illegible]するへき取扱ハ目
付も咎むへき形なきなれ此成事ハ是ニ
付ても制度ハ有度ゝ又京都の百口目附ハ
何ニ目附なる我境ハ寺ニの緣起實物を見ルニ何
里ニ此役とす故ニ[illegible]ハ京都とり宗
堂上寺の在下ハ[illegible]神社の實なるゆへ一ニ
目ヶ[illegible]とて悪事ハ見出す様なる時ハ却る
治めの言と成とて其のうち言ハ[illegible]老中乃

かしさせしるゝ今仰と成るなるへしされハ何事
取計ニ成事ニ無事ニ何ニ目付ニ出りしると
りしかるゝ[illegible]知ハ出事成るゝ我境
一 仮見京都山岡等の事ハ[illegible]かゝすけぜしさ[illegible]
[illegible]
一 法徒与力と云の以後ハ入事ハ悪金の法ハ
なりて町人又ハ小普請手代ハ是ハなる金にて
与力ハ成居て又金を出して我子と法書ハ
[illegible]中[illegible]ハ當時ハ甚多し是
等ハ戦場とつとむる者[illegible]ハ[illegible]

聖人の道ハ名付又ハ理物といつまでもかゝへ置んと
計するをとゝかゝるゆへ是亦聖人の道に不付
聖人の道ハ人情の常をも念ぬきにして人の情を
破らす又始終の道理ハ明かに見てきて是りかゝ
理ハ此禮ハ悪癖に人情の者斗に滞らす是世界
の人と云物に本ゝ也右之道理なるゆへ右之意
舜禹湯文武の子孫も今ハ絶うとて諒ゝ事ハ
日本の昔頼朝ゟ氏の諒も今ハ亦しき所名を
家も三れ失ひて今の大名といふハ皆そのかゝ恠き人
なるの軍功によりて今ハ上にのゝるそれも當時を正

統にて續きたる大名ハ稀之然るにいつまでも上ハ上下ハ
下と家筋を定めて悪癖に是ゆへ置んとする
時ハ上に為大身者ハ消うすへき時節にもなりやめるを
かゝへ置ゆへ天地の道理に賢き才智の人上になくなり
よてハ世の末に成て下に才智の人出て
代をとつへきる也聖人ハ此道理をよく知りて代の
長久なるゝ人為に賞罰の法を以て下ゝる者の才徳
あるを立身させ以て上ゝるもあれ實子なく滅亡す
無よと悪る者有て滅亡すへきハ三人にまかせて是
を云ふかくのことくなれハ賢者もいつも上に立て思

者ハいつも下ニ在る一ニ他の道理ニ付ひて代の傳ハ事
長久ニ此事ニ合をもつてする時ハ天地人ニ全体ニ在
理ニ通達ニ至る天心ニ付ハ諸の治めニ非ずも智也
扨又易ニ在理ニ下よりのみるとりしるハ如何ニ事なれハ
是亦定ニ理といひ物ニあらず一年の内ニ春夏ハ
天の氣下へくてり地ニ氣上へのわり天地和合して
萬物生ずる秋冬ニなれハ天の氣ハのほり地の
氣ハ下り一ニ他ニ通ひ和合ずて一切物かれうする
人の世界ニ於ての事ニ下ニある才智の人と取立て
立身をさする時ハ上の時ハ下へゆきこうらして天氣の

くたるるをとし才智ハ人下より立身して大役ニ成
時ハ下の情をよく知りたる人上ニのほる故下の事ハ
世ハ有様ニ上へ上ニ至て地氣のほるをとしされハ
上下の君臣ニなりなし一般ニ成ゆへ天地和合するに
少し成るの小く國家よく治理春夏ニ萬物生
ずるをとく小世界ゆへこうにさらゆるに下ニ有才智
の人を立立時ハ上の時心下へゆきけるを天地氣
ゆきこうらしされハ上の人下よりのほるを下ニ
情上へ通達ニ至す地氣のほるをとし上下の君
臣ニなりて一般ニ成ゆへ天地の和合ずるをとく

なかしの上人にて何ゝ難儀をもせ〇ハ才智の生
すへき後なし位ゝ下と傷られ下の情にもそう
そく家牛に不免ゝやされてはたらされ智恵
なきゆゑ智恵と自慢し生まれ人にうや
まるれ元年かゝ有へきると思ふ上の法是と
まさまて心に感し入事も難きと思ふるもあし心
との法ゝ我侍にして下とハ出ゝしのことく思ふ亦
人情にて今後に来りる自然の原理にて上ゝ人ハ
生まれしの才智にても此病とハまぬれかしし
あし利發なる人あまた下と二重万里ゝ隔る

故下の情にハ心法にて只上と上との間にて恵の上
の法あひ或あらさゝり斗と思ふもゆへ其方へ大
智法のうて其目にて下と見れ方後のるハ下ニハ
仕訓まぬるなり下ハこのみとらるゝ見ゆるゝいよく
我利發に自慢するゝ来りし此の人情たも
今もかゝりれ聖人の道にハ賢才を下より挙る
事を考へ下にいひ世官にて大役と家勤代々
するゝと深き誠と志ゆ心人情ハ見訓らるゝ
安んぜる物ゆへ人のうゝ風まひ来まらる人と言信み
まれ下に心にも有へきるゝ事ゆひて下知ともよく

守く節もまゝるゝ事なるゝ事子に生殘ゝ人と立身さ
せて貴き人と諭させ上とこゝ来評定なる人と念
ふ人にして元より親き人よりも目とかゝるゝ事ゆゑ
卒るゝにハ寸法しきるゝといひられ夫ハ人情と
破ゝぬ一通りのるゝといひられ物にて實にハ右に云
ふ事聖賢の通法と知るべし然るに今の世の
利口なる人の下等にハ左傳の正理とて上にたら
ふる人と皆下へ遜かるして乗て下より立身させ
下上と顛倒するゝハなしぬるゝなりても嫌ケ
もなるゝに只今之上に立て深人とハ生候に仕立て下
にハ下簡といはせて夫とハ用ひぬるゝハ聖人の賢
才ゆゑ等よと仰らましてゝ同道理に事ると下等
なる人を見聖賢の教とりとく俗智にて早竟
何ゝ用ゝも立ぬるゝ下に下等といはせて夫とハ用
ゆゑ事にてハ生ハ用ゝ人命なり下の情と知らぬ人
なるゝ下に賢才ゝ下等も取用ひ様に大きに遣ひ立
るゝ事上生賢才も下に並ぶいはせる分にて
点いはぬものゝ生上同き賢才にても下に並ぶる時の
下簡にハまゝ方ゆゑ打ゝめぬ時せり等なるゝ上へ
挙ゝる時とハ遣ひ下るゝ上へ挙て生候に打ゝめて

見て居時ハ場下を立て居れ下に居る時とハ
智りて各家に働くるゝ故に古と聖賢も賢才を
挙るとハ御しきてられた左様なることゝやくなるゝハ終に
の御ハさらるゝ其上賢才ハ挙ることゝハ是て今迄
上に立て家人を乗て下へ迄かゝりて上下を仕替る
るゝにハ飛ぶす只二三人も一当人も下より賢才を挙る
時ハ只今まで家筋斗をかゝる家風彼るゝ万人
の目つけ智りて人々励出来して何事もこの挙
用る賢才の風に来る世界俄にいき返事をよく
来るゝ故に論語にも舜大勢の内より皐陶

を挙げ湯大勢の内より伊尹神挙げぬ〳〵ハ不仁者
ハなくなりたりといふも賢才を挙るとて上下を乗く
仕替るゝにあり次大役の人にハ只一当人も挙れ
其勢ひにて御りハ之れよくなるゝ御以て是人君
賞罰の権といふ物にあるゝ善人とハ残らす
賞し悪人とハのこし次罰するにハ飛ぶす一人を賞
すれば千万人悦ひ一人を罰すれば千万人安
にて世界いき直まて人々の励まし世の風俗も
上に居心俗になるゝ事すれば上に賢才とすれば
悪者人ハ各家にゝるゝ其家ハ人ハ何ぞもく同し様

下より出て使ひ方ニハ人の精と出して其ゆり
勤るゝ人情なるハ世界の家筋極まりたる世な
遠ハなり今ハ清旗ゆの平士さへ家筋ゆ堅て
里ハ秋と同様なる清旗ゆへ養子ゆゆ人と云
て掛け清徒与力ハ其筆清助定ゆ可成
思ふ次ましてかけ家きて家大役ニハ何れと精
と出し身体お入て勤めても今生ニ内ニハ此ニ
なし程なると思ふ人も云ひ切る分別ハ所ゆ成
只方持てぎ小方構へ小成里金と云て養子
としよめと云る様が悪潮筋斗ゆゆるゆゆ家

人ニ心の祿入るより都ま里 清先ニ前清代ゆ官
おされる役者筋ニ老年と云 削里弁る様ゆ
人何れも下賤が人ハ上人よりも寸智ハ無理
只使様の悪さゆ云方智皆無つひの筋ゆ成
者ゆるゝよく使ひたゝハ器量ハ人を内ニ取へ
云上是ハ上の思ひ百出されて来ハ云
人ゆ処ゆ下賤成人の金ゆゆ云ゆゆ家
人ゆ事ゆゆ各別ゆゆ一度清旗ゆゆ
しむへるゆゆ家れを元よりの清旗ゆと同様の
ほあひ忘てひたへし士ゆゆ元来の家筋悪

人々各別なるものにて一様なる人ハ天地の間に無
えるなる故人心の同しかしさ深る面の如くし
大体のこされ上の田夏に毫髪も違ひすよく上の
同心ゆ初まて上の同方ゆ初まて深さ成人々
皆乎只量ゆ才智とも出さす無理にとまげて
上へ合せて乎と仕立てたるにて是阿諛論侮
の只中しかしのときに人々方ゆ諸の事忠義に
心合てなし大悪人朱と初まし此事ゆ君子和
而不同小人同而不和と孔子ものまつり和すると云
ハ五味と調和するとし五味のあんしといふ

各別に遣ふる五味の物と持来てまゆ合するなし
故に臣下ハ君と才智の勝各別に遣てる物よし
とす君に何事と才智有ても人の才智ハ一もしき
小得手なる事にて又名得手なる事にて物に聖人と
てもかしのとし故に各別に遣てる才智の臣と
いへてもよせ用ゆれ君の才智の臣てぬ事と補
無き様なし同するといふ人ハ小人味噌也
甘き小河糀ゆ入ぬ上に又客とも入まし河め海に入
る源の志とし是君の心に合せて物す他のかも
遣ぬ河いつこ論語に東ハ朱子の注解大きに

あ書しより左傳の中文に付て委細有之は左
理右の聖人の道なるゆへ人を使ふ是は君の忠
臣と何程書しつゝも此方より指図致せして
聖人の心ニ不ハ働きて見て聖人の思ふ量を知る
事也ニ聖上ニ不ハ働き致賞し功なれば近て陪
仕ニ過ぬゆるすといふ事有ハ小過ぬ然れ
聖人なる也ニ無疑とするゆへ聖才智もて見て働
す心ニ不ハ働くなし然し故ニ孔子の小過ぬ
ゆるすと云ふ事ハ人の事ハ働かすへき為也とかゝ
なる人ハおゝ仕度も無之と思ふ量也といふハ以前
例事や人ニ事ハ仕度なるゆへ才智の節もと云ふ
なるにまりて人ニ得手ニ得手ニ無之ニ聖人ニ
何まりに人ニ接ニ不ハ望るまゝ事ハ聖人今日聖人ニ
扱ハするまゝ上ニてうとけぬき合とに合ふ事ハ無
抄なる所あゝの事ハ解ふ足ハおてくおゝ仕度ハなして
ふけるまゝおゝ仕度といふとひて大きれる功を立ぬ
さるハ然れなれども功なし功なし人ハ何を益か
有ハ事ハ大きれる事ハ功あしハおゝ仕度ハおゝるまゝ
若しかしさるまゝ是ニ事ハする人の上ニつきて
り前かくのことし又事の上ニつきていし前ハ

わこ雲門すてゝ○ハ大きなる功ハ出て見りのことゝハ
風ゆりしる人を療治する時汗を發して風を
出して汗ハ身の津液にて左切の物なれば身の
津液とハ生徒無て風斗を法人ほ望と云るゝハ
醫道におきて無ことゝ食積瘀血を下すもか
くれとし下す時ハ津液も共に下里て二三人虚
されば毎津液を下さすして食積瘀血をかりを
ぬきて云るゝハなしぬるゝ一切のゝ皆かしのこと
故に大き明る功あしハ小過をゆるさて不付るゝ
聖人の語をかしのことゝ様々の道理備ハりて今

日ゝる時ゝ上手深切なるゝ我の時小過を
咎むるハ仁心なき様と論語ゝ講釈とするゆへ
意味ゝ深長に功用の廣大なるゝ時志ゝ始も見
又世末に生る学問ゝ弊ゆへし人ゆ知ゝ人を
使ふ所ハ右のことゝされば今の代ハ堅量の人
なき様ゝ見ハ代末に成らゆへ堅量の人を
あしハ使ふて見ることゝハ知らるへ乃れども実に堅量
人なれば何事と使ふて見ても有何しきと
いつ人を見まゝ大きなる例るゝ故る天地ハ古も
今も同し天地ゝ古ゝ天地ハ古ゝ天地より生する

物なく人の食物も衣服も家居も何ごとも足るに
今の天地も今の天地に生ずる物にて足る又何ごとも
に足れり人も又古のごとし今日の天地には今
日生ずる人にて足るなり古代の聖人の
人なしとするは理においておろかなる代に
の教従ふにかゝる代を見れば古代には
聖人の人一人もなき様に後世古代とはるか
して遠ざかる方の人は後より古代をしたふ代なれ
人は天よりあたふる事あらず又天國より来たる
事もなくやまとにて家に世の人の後世の人の

聖人の徳を称しまして不用聖人も知らぬ人と同
ゆゑゆゑ古代ハ尊しとなし古代とて知る方にては
古昔前代にかすかに人と聖人は知られよし聖は用
ゆるにも孔子孟子に天下と知られ居るに唐代諸家の
おとしされて何との世にも聖人の人は有るべき
にて上に持ちて下にありての書にて聖人の人上に
有と人ありとり下にありてと人なしとも聖人
の人の下にありてはめぐりするとりあに文来
上に居る人に人とるとも心あるまじ人とはお徳
るとめたるとひ様と悪しれたるとの得る人と

智なよ人ハ才智の附へき様なし人のみてひハ兵
立面事利口にて上の事に諸し奴様に物といひ
よく何るもしく念と入まて上へ同に人と何役
を仕様なし勤むへき人と思て下めけるまハ
下ゟ人ハ何るも上へ申されねて分と猶の心むるハ
曾て無き筈のるし才智有人ハ才智の出し不
なき様に上て二事に入心に合せんと才智に回して
より外代るなしさて仕様とす事きくと
同心するまて聖人さへ過ぎて何事まハ仕様ハ
誰もあるすに悪るすハ上のときへ乞りへなくてもすゝ
しきるすに上のときへひりへ物おそて悪るとす深
道の人とかこひ並ちれハそて何ゝ用ふり立へき左様
の人とハ屋より置て悪るすゆさせて洗しらるさい
と我々へ以れ用に立奴人ハ御行とふけて居る
なれハ左様の人と洗してよ御人とハ立てあそ
賞罰討の道にも叶ふ無以れ右のことくなる治め
にてハ下ゟ人ハ三郎ハ老中ハ老中の時親にて
時年ハ勤るとりしかれ実に下にハ才智なく
て時年実家年実に計才智ハ無にあらす只か
やうに人を使ひなしらるすなるゆへ下ハとの法ら

才智なき者に事多し此段證據略す朱子綱ハ
中ばかり得かたきと云へハ只日々年寄年寄て
なかりゆく下ざまの人ハ其詮なきことハ上の者に此
面ことと思ひなされて下々の志身の諂ひの道に勤
無き様なれバ是なし才智の足りつき様を以て無
事なりや上様に使はれ悪濁とハ指差して今の代
にハ人多おとりよく身説多よる事に其ハ皆ならし
天地より後まての代まで才智ある人とハ生するとかく
のとく使ひなして使ひ様の悪数とハ不成今
の代にハ人多きとりよる身の為なる為に十二

地の徳はかるかしこにする事天の咎めとなる
しけまいハ勿論多きにハ此すや无る人に指図して
使はると悪濁多事に守一人事を顧みず時に利
發実大將の下に指図として使へハ世居の日にハ
よき様に足ゆれ共下にも才智ある出させつけ給ふ故下々
皆あやまつに為し故にも大將の存生の内ハよき様
なれ共一生大將死して後時節に火のきてえる様に朱
指し持ちて親國の時に至て八一日諸二日諸乃至十日
諸も二十日も手に立ってまハするとも一つに指図
ハなしぬてさし勝に軍の変ハ思ひのおに出るもの

なれば遠方よりの指圖ハなくぬるゝ移るゝ人を
右れとて使ひつけらる時ハ下らる人上の指圖を
うけ付らるゝや附て才智のたゝて理必出ぬるゝ
趣ハ治世より衰世ニ移る境にて ハ無衰地都に
方ニ稽あるゝ歴代之所かくのことし是皆治世
之上人の下ニ習慣角ニ拘すきニ人を使ひたる
事なれ今もお所事なる故下ニ人ニ而無衰く
せ付てかくのことしまての境地よく今得して人ニ
永代諭ゆきて働かする様ニ使ふへきるゝ拘まて
尚時ハ何事ト理筋を立るゝ薦て年ニ是

又人ニ立つ重代出さぬ様ニ年無弊也拘る下ニ
上へ拘をかすハ十あるゝ而ましハ一ツ於て二ツ於て
てハ得かさぬものゝ昔ハ下よりかするゝ理筋の
立るゝ而まはめゝ無調法有てゆゑと賞翫して
たゝしるゝ代の風俗之近年ハ之かくは年家家
重家も番頭様ゆ下の理筋を立るゝ地きしひ
理筋立るゝも都付と無衰しふあいしふいゝする
其人理強くて押へしまぬるゝなれば智恵を
回して外ゝるゝ出て押ゆる様ニ下ニ拘といたせ
まし理ゆるゝ如此所る故下ニ家人気角何るゝ也だ

得てかよき所上の様婦にさへ始まよくをとりかするに
三ツしなり此風俗今ハ十分に行渡りて世間師
誹諧俗の口中となる故なる下より上へハ物ハ申行き
おさなきれ共さ理にさとき人ハ道理なりてかなる
有又上てハ為をた切とまありしまにて申事もなし
又一旦上意のかしけふさふまありてかるものにまかせ
戦場をたきりて秋の陣営をにハ極も今日ハ論
もれまる御中して候拘御上の御知ぬもの升かし
御老中五次の様にさはりての身の害と成一ーとお
もへハ兎も角此梅出るハ人情の常之かくのことく時ハ

言ゝ物に得物の出来つまりては物ハ皆物いたぬまでに
なりこかな様清正ハ家来に飯田覚兵衛とりし武功の
者ありしか物ハ角来て法のとふし上名字を書るの大閤
上意にかほしよりト名字被下けるとて文字被書かへ
らふわたの老にも其者かしわりしハ我一生ハ清正にも
まきわり最初武道にかしわり時戦場をふみさりさ
召しれ又よれも同しき侍共皆て諸陣に向わり
御出あふれ手来り物もし居きるへからもや是切
ふして武士の奉公ハやむへしと思ひて有りといふにや
清正れもとの如く物ト今日の働き秋めいふ人

さ独ゝ何なと独ゝてゝまそもいひぬるハ人情し
弾ニ下ニ係者ハ志ハしくの内ニ生事ゆ談する内ニ
同役上ハ老臣の同役候ニて下ニ係人を生るニ
かゝるも本上の心あまれ上ゝる人すいさすれ不せ
てふけるゝ所なるに下ニ揚といふせぬ様ニするハ天
道ニ對して恐まとめて生上人ゆ使ニ居を不知人を知る
事ハ同等業ニ書ニ居と上の職ニ於て才一の宝きる事
事ゆ知らぬハ尸位素ニ鎮ニの罪免まじくしハ已ニ秩
職分の重き示を志てぬゆ心ハ政務ニ勤ニ系才智を
出する職ニ於ると心得ぬるなし上ニ才智ゆ出をハ下ニ

才智ハ出ぬ事のこおよのひ系和而不同といふ本文重賢
の奥深ぬるゆふ知下と才智角ひ出なるなし上の威光ニ
とされて下ゆ才智ハ引込ニ上下係人もとき智ゆあし
そふハ是上下係のとゝ所よ心所て其所成るゝ上ハ
まけて下ゆそうるハ上下係人の無智なるゝ所ハ熱る頭和
第一るの上ニ才智を出ハ有司の職ニて大臣の職ニ
非す大臣の職ハ大典ニの平ニ下の事ニ引ニ係奉指
の詞ニ它の技なし其心体ニ為として容ゝ事なと
大臣の役とす是さハひゝ所とも事ニ人を考ニ非ず
人を使ニ道ゆよし今ゆ事ニ才智ゆ人を取出すと大臣の

職とする所の人の中なる理勤をしてとけ今ゆゑ
るゆゑにいへるこれ也の技なしといへ是人を取出すよりの
得手なく別の才能ハなしといふるまされたる大臣に係
人の家才智を出して下と才智を争ひ得するハ以ゑ
例なるも也 然るに下に係人にハ得手なる勤をとも嫌ふるこ
何ゆゑなれ得手なる勤仕完へ係ふ何れハあるからこ夫を
自慢なせ○とも人情にくらく慢の心をこに隠しく
ある物にて生勤に遊て係事をハ必ゆゑ全ぬ物なるゆへ
空技なしといへるこ是皆所賢の書ハ作用廣大
にて何まなく一和に成るまこされたる人を使ふ所と

命得して人の才智の出る様にするを用ゆ中書院以
上の職分なるゆゑ太に下に係下ちゆるの理勤立
それども是ゆゑ不当ハ二ツ是ゆゑ不ハ不構ふ理
勤の立て係不を隠ふに賞翫して相祖を歴く先ゆ
ゆゑ和尤なるゆゑされ其ぬ此指支ゑ此和ゆゑ可
すへきぬ此してハぬ可者と祖をへて下ゆるゆゑ
ある時ハ理勤に付て家不を賞翫の勤立ゆへ下と心に
ちゝ見つゆゑこ其座にて半ハ一て半ハ押ゆる時下ち
人々心差角吐こ其下にハ不及ゆること思て一所再物と申
さぬこ又其半抑へらまゝ係不却る事理ぬと思ひ

什ても従ひ申さぬ之時ハ生事ハ其家和ハ其
様なれども下の心にたゝる事ハ金く抑ふると同行
なり此様なるを其子にハ五十歩百歩と遠とゆへる之
相又大のことゝ下ハ使ひ出して其役にたゝる時ハ
其時賢才の人あらはる事之黒朱人ハ人ハ才智ハ
いつも同しると云ふハ道理と知らぬゆへ之同し人そ
才智も係に生ずへき様もなれ共一生るに金龍も
まりて尺れて才智格別に且御出るものゝ聖人の教に
忠信忠恕といふる事ハ大切にするハ此事之君よりハ
其ゆへ其身ハ并ち先にするゆへ之行ひ出るまゝハ人の

才智詳に何しいふ事ハ聖人の道に君を貴ふ
只実なるとて賞賜するとゝ様なる能用なるにも
あらす聖賢の教ハ何事もしく皆治國平天下の勤に
かよしたる也熱る剣術ハ術戦ニ上にて金龍に
まるに不事ハ可度し敵ニ并ち力ニ下へ又是ニ生ハ二
ツ事ハ不事敵に猜も是なり其幼ハ時より文章
を好ミてかしに昔書原文章ハ諸様より尤れ物も
これなりしかきしなる事ハ如何してかしハ書らると
思て文章を是金龍に一生るに其ゆへ有りしを付とも得
如何とハ書て書ハ人と才智ハいつもお所しるまゝ

すこし大きなるくせを皆笑しされ共二とときの能
き所に候者は偏に其くせはされ共めこ只公儀には岩かくし
の筆不斗目に付る是くせこされぬくせの其外
出来ぬには笑ひより出来ぬ事笑に付しされ共候には
立ぬ事也人の中に其ぬし故人の才能器量の
両には不知ぬ事より笑ひより人の器量より上
以文字は是人の才智志有者別ありて是を候
共用に書ける右示にて和る不同より云理に
叶ふまじ候大将の器量の大小しらぬ事
と候ふ物すき分別しと人は醫者の不器量な大

黄色豆附子なといふ候者ゟ陳皮香附子斗と
候者も不普大黄色豆附子ゟといふ候ニ醫者
と申されぬ様ニ成療治は存ぬ事也故に名将は
一くせあるものとおもふて下手醫者は陳皮香附子斗
と候は本草ありて病家にきその方を古に後加の馬
と眉手に家の車によき術を返してかけ出す方より
馬にありされ共すまれて馬に乗る喩へ人
に誇りて一くせある人をかみかねて才智の様
に其人をあるる君子不三ゟより上は是れ
使者人は一藍一能あれ共右不ひら大學子秦

藝の文の意にて左様に人を取出すの様第一とする
事にいふし朱注に毋ま求車なり万能丸にある
人を不足にと云と之家に大きなる誤に中庸に舜
問ふるを好て迩言を察すといふは聖人も知
ぬ事に有故人に問ひ嘗ていふ也て是を用ひ
人を其役儀にて無くせて其人の才智にて一ていふ
顯すべき為の妙術也下にふれて才智十分に
厭ひまゝ時賢才に智るにて古より國天下に
治ふ只人を知る様者の至極とする故孔子も是
と大知とのみへるし只人に生りして使ひこゝろし

て使ひ其の差別によりて賢才の厭ひとあらはれ
ぬるの智有されば世末になるに随て上下人の
器量小くなる故物と氣をしに小氣なる心ほよく
くせのみ人の内にて才智ある人を取出するに知
す唯陳皮香附子の様なる毒にも茶にもなる人
を好こ文学問の弟恐ぬなり度を吟入まゝて
茶病園になる人と詳の賢才と心得て左様に人
と知まゝ古より左様に人ハ無き物なる故今の世
にも見聞くまゝハよ此人ハなきとりしるに第らなり
其茶能丸の根本人ハ皆根入れ無き度きに人にて

士家も方々へよく会を誰にもよく人と思ひたるものなる
ゆへ孔子のことなへる郷原とりしものて何ゝ可にも
出ぬるものと知るへし故賢才とりしハ一品量を
人といひて左様ニ人ニくせ人の内に多くハ其物ニ
とり聞して其人ハ役儀にもなる様に使ひ時ハ
誰の賢才能るへし時年寄番頭上の人ハ只人
と云出すハ家第一ニ職分と心得て左様の人を
取出すを書抜に心掛へまるし殷の高宗ハ賢
人とかしく田舎て傳説と夢に見あへるといふ事
有上て原人を賢決に人を得度田舎とハ必人を

出るもれて是誰の感通天道の冥助にて必ありて
ゆめし疑ふ事ハ只人を云出し度とり心なお
ゆへよ印人ハ出ぬ人とれ出し度とり心なおるハ
学問なし下の情事のまへにうとく生まれなかし乃
上人なるあらんへ其手なれ智を自慢の下心を
て只我心のことに印人とかしきと計思ひて手なの
才智にてるを見るもしかしより人のかしに其実の心ハ
おこらぬ之様又人ニ時役儀に対ぬ姿ニ角ぬるす
上と下との習昔に比されて拝かに為てりしるを
下原者上と親む心うすく第ニ今の代ハ対と諸

已む人なり御筋もあるべし

東照宮

台德院様之御代ハ不及申

大猷院様之御代までハ御書面の語不及とへもれ之ハ

第ニ申しき皆御名所あるべし御代なりとのみてなり承る

嚴有院様御幼少にて天下を知召ないまた御心いとく

アもふ此為第御座内に下ニ居すと御存知なきハ御

下ニ難渡になると此時の執政可皆しるにや

只御仰儀とうずすべく仕事しる風儀御ひて出

時ハ上下の分別甚敷有御旅本の面ニハ甚上へ遠く

なり是にまりて上代報む心自然とうすく明るき文れ

あるまで御年寄若年寄出書御家とも難ふ可ぞすべく

第ニ昔ハ御年寄若年寄も報れ又ハ筋目五

近付と出会て心あく物語しより番頭も組子

とも御心やすく出会又組子の宅へも小時出居辞

る度々なりと承る今ハ御年寄若年寄も身城

なる上に指へて人に逢ハすロ望朝に寄宿とて人に

逢ハすれに第ニ番頭も組子とろくし物をもい

とす組頭を中にそして廣様ニ抵にかゝへて組子に

對面する様に第ニ御ハ御籠中ニ面も朝出といふ

其上来々の者まても御籠中の面々なつき奉りしるすハ
かゝるけれ近き御事故一入なるへし是年存なるも
一 勘る御役人ハ隙に取て永けるに殊に上ゆゑ大役に
人往隙なくてハ第ましき事に御年寄家義年寄様ハ
御政務の全部へ引取大役なるまゝハ世界の全部を
忘まてハ役儀に如けるに不生まへし隙にして二夫
ともし又時々ハ学子文をも下ゆるに尚時ハ大役相と
毎日登城して隙なきに自惚し御司論ても退出
ともせ次お役多よハ毎日出仕をすれ代りし出ても御
司ハ見るに如何まても鼻に掛て出仕し御司なく

ても御司阿り有に仕なすると代々俗に皆是勘々の
職なるに為し如是に御司の無する様にし御年寄の其
実さへ有しハ代々の見へきハいくらする様に如此所俗なる
ゆへ御年寄様さへせんも如何有司のすると御自分
せ活とやきて御司多けに仕なすると云御しき事に
ち様なるなと古々書にハ大説を志て為と云て大きに
そしまゝなるに様政の面々さへかゝ阿ゆへ自作の御
役人皆御風に今ハなりしより阿まりのるに尚時ハ御年
公の前にても如何に傳禁中へ自分の見舞にありし様
勤めて名を付てい一様になる某四舎より出る時ハ

腹の皮痛くおしくてさしつゝ見ゆいそうしけふ
出あり今は肝心のみと気ゆる故ケ様なる詞も用ゐ居ふ
津まで出来ると此所醫者に稱まて二十三年又甚
尚時々貴人大名様を見れ何ゝ病もれまふ不可
煉薬丸某様持薬をのむ甚滿ハ不可お薬をのむ
平金丸薬数薬を振ゝ不持居ゝおし所痛し或
獨流ゆきハ二十三傳見ゆの事小児の何ゝ病もなすふ
灸ゆすへ病の薬ゆ持薬ふのまするゆめ中なとハ不
斷ふ針を立さすゆふケ様のみも皆くせに来て薬の
ますともよ但ふ吞度なり灸もする度なり針も立度

なるゆゑ下手醫者ハ極きに薬ふて害ふなしぬとりへ其
薬ハ皆偏重なるものゆへ積ましハ多害となるをもき
薬のおしゆふハ何ゝ同知ゆゑ故ケ傳居むるゆゑ
害ふし極き薬ハおしゆめ知れぬるゆゑ害ふなるゆ
却る甚しくせふ故て薬ゆのめ立てふ薬ふなる
ゆへ害なしと思ふる皆迷なり見皆人ゝ清明多きを
好むゆへ醫者も無る清兵を上げ清明の絶ぬを悦ふ
心より上ゝ家人ふ勧めて世の風をかく仕なしるなり
今の代の人の弱く大名程弱きハ皆如此なる所俗て
醫者の仕なしるゝ醫者も平生ハかくのことくして

行心を持ハ不合代々ても何事も皆役儀の為に諸
人の世事に筆を尽すハ浅場きる中之昔 板倉周防守
下向しる時 板倉伊賀守中 其ハ上京の役には政務
不得心を急ぎ上方の事役も委細に度々大事に
向後ハ仲々其へもまてに書状にハ今ハ一念を入上方の
事役上京不入事 猶不知の修行しも事 時用仕業
百二十里隔る先のことなりとも 上京何程も長の事も
遊佐にても及びごしかけ得 存ることに生る
用役事を此人の筆に ハ不及に上下と思て 務候
まもハ用役のハ身を縮めて勤むる者也とても用

國役に付るとも人書状ハいつも上へ 詩稜媼を
何ひ出上方相届るとすみしとへり出て江戸 様達者と
筋の何る事も不申我ら御事為る今の代をも大役
人ハ用役する半分之出掌行ハ世間之人中出
役務まへくよかるへしと思ハる今時之用役人ハ用
筆実をおとして己の下より出る事身を掛る
来役之心得をたまあといするハ万事をも出して相扨
皆よ此身を備へとして相際ありして是をいハ自然
是人をはきてたさるとい事も合点あるへき所ハ
是を手三か家事を家法書に仕従ひ書改むる社末代時

奉行地方奉行代官ハ三家治めの役人之下より申出る
事斗成様きこ立候をする役にもあらす我も如此下
役中に悪人多く出て飛俗も悪謡ハ皆是 諸大祀
の咎に地頭も年貢を取る斗の役にいあらす 此等
行事を治むる役におさ免とりしハ下に非法を咎め
正す斗の事に非す下を教て仕立て悪人も出す
飛俗もすくなる様にすることなりされ大様立候斗を
役と心得る下を他人のことに見る心なる故役儀を身
に備ぬ此様仕形に下の非法を咎め正すをおさ免と
なすにハ下をハかく他おきにする心なるゆへ人の頭なり

人のもの大祀とする是に書て云 諸の治めとりしハ已るも文部下
役中ハ上より得部け立事なるゆへ事にまて一人
も見えなされぬ様にと思ひ而りてわる苦しき世
話にするゆへ是を聖人の道に民の父母といふ是
仁の道に仁といへ是て弟子與子の儒を称し立候に下に
あられ立無此事するといふ様に事を斗にあらす事
諸を以て下をあいしいふ或ハ理のまゝに立様くとのに
様なるゆへ是れを父母の子をあいしいふハたゞきりし
ひ人をもすることたましもすることたゞめんどうをよく
見て苦しき世話にし是角下の事ら様にすると

されバ治めの節ハ上下とも外へも見しられぬやう年月を経
て後に至りておさめんのよしあしハ出るものなりよく〳〵
役当りたる身ハ人々の思ふ事をかへり見心に掛れハ
なしぬるハ周防守ハ世の類に有る人よりも公儀へ
勤めつれバおさめんの為に心付る事也取りて
其外家職の人も各々その職業を仕よく勤まる事京
都ハよく治まるなり常の公家ハ詠歌
をよくし学文とすれバおのづの悪き事ハ改まるべし
医者の療治もよくし職人の家業もよく勤るも
悪きことハあらためさせしと思ふる事京都の所

田舎の周防守に在る古き社の宮居も雲居に至り崩れ
神主古き社の衰手を見て甚敷破に崩て居る有りと
周防守社の由緒を尋ね候得ば其在所ハ何れと問へ其
神主書上る岩清水八幡宮相崎に周防守
又彼社に対して修理に神主の説ありのを周防守大
きに感じて此社の修復ハ公儀へハ申しかし
自分より修復をせんとて手前より京都より
神主の居るの家業を大切にする事を覚悟して
京都のおさめん為に居る民をも心得たるをとる今し
古き社を抜きて修復する事ハ又世の

習ハしの例となりて今に覚へて往の神主と称ひ子孫
も周防なるか故に差池ハ知らす此社を信向しけると
田舎ハ浅増きる事也於る世の中にも周防なるハ公事を
よく捌なりと計覚へて中傳なハ国も飛て耳もなき
世なりけし

一 当時まて役儀に文武ある事を知らす大坂御城代
御書院法判所并手林ハ武役に其外ハ御役人を
御手宗より天下皆に文官や其の時ハ何まても武家と
云ひて文字も学文をせぬ人ハ治めの道理に暗し武
士の武士ハなきハ悪事とて武官も公家に上ミ而

の根に事なりて貴くハ文武の差別を知らせ度る事也

嘉永元年七月日覆之

素英服